

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)(二件) (農林水産経営支援課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(四件) (同) 二
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 三
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三
- 土地改良区の定款変更の認可(二件) (北部地方振興事務所) 三
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 四
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (契約課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (同) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 七
- 公安委員会
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 七

○宮城県告示第九百三十一号

## 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二七〇〇三四六	僕の家 私の家 黒川郡富谷町太子堂一丁目十四番二号	短期入所	特定非常利活 動法人幸創	平成二十七年十月一日

○宮城県告示第九百三十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	水域	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号漁業者数
宮城県第二加入区	共第百十号漁業権の区域	宮城県漁業協同組合の北支所(海岸線沖合百メートル未満の区域)	平成二十七年九月九日	石巻市北上町十三浜字小滝三十六一三 武山勝義 石巻市北上町十三浜字大室百九 佐々木市夫	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第五十三条に規定する漁業	二百八十三人

○宮城県告示第九百三十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	宮城県 第七十五 区加入	水 域	共第百三 十一号及 び第二十 二号	宮城県漁 業協同組 合の石巻 地区支所 の田代の うち田代 の区域 （海岸線 沖合百メ ートル未 満の区域）	同意成立の 届出年月日	平成二十七 年九月九日	发起人の住所及び氏名	石巻市田代浜字仁斗田 五十一 遠藤 常雄 石巻市田代浜字大泊六 十一 津田 元秋	漁業の種類	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十三 条に規定する 漁業	特定第一号 漁業者数	十六人
------------	--------------------	--------	----------------------------	--	----------------	----------------	------------	---	-------	---	---------------	-----

○宮城県告示第九百三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	宮城県第 十八加入 区	区 域	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の宮戸 西部地区の地	同意成立の 届出年月日	平成二十七 年九月二十八 日	发起人の住所及び氏名	東松島市宮戸字里二十 六 設楽 善則 東松島市宮戸字月浜一 丁目二十三 小野 成一	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第九十 八条の四に規 定するのり養 殖業	区域内特定 養殖業者数	十六人
------------	-------------------	--------	---	----------------	----------------------	------------	--	--------	--	----------------	-----

○宮城県告示第九百三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年十月九日

加入区 の名称	宮城県第 二十一加 入区	区 域	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の塩釜 地区支所の 同組合の塩釜 地区支所の 地区	同意成立の 届出年月日	平成二十七 年九月二十八 日	发起人の住所及び氏名	塩釜市浦戸桂島字庵寺 四十一 千葉 真澄 塩釜市浦戸桂島字庵寺 二十九 内海 勇一	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第九十 八条の四に規 定するのり養 殖業	区域内特定 養殖業者数	八人
------------	--------------------	--------	---	----------------	----------------------	------------	--	--------	--	----------------	----

○宮城県告示第九百三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	宮城県第 二十二加 入区	区 域	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の塩釜 地区支所、 七ヶ浜支所、 市第一支所、 仙南支所及び 上）の地区	同意成立の 届出年月日	平成二十七 年九月二十八 日	发起人の住所及び氏名	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎 宮城郡吉田四十八 齋藤 吉勝 宮城郡七ヶ浜町東宮浜 字鶴ヶ長三十五 星 長一	養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第九十 八条の四に規 定するのり養 殖業	区域内特定 養殖業者数	四十四人
------------	--------------------	--------	---	----------------	----------------------	------------	--	--------	--	----------------	------

○宮城県告示第九百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 三十二加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)で 告示された 宮城県漁業協 同組合の(互理 支所)の地区	平成二十七年 九月二十八日	巨理郡巨理町荒浜字隅 崎百五十九、三十四 菊地 幹彦 巨理郡巨理町荒浜字西 木倉百一 木村 清一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するのり養殖 業	五人

○宮城県告示第九百三十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事を完了年月日
洲崎	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地防災事業)	平成二十七年五月八日

○宮城県告示第九百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の四(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の四(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九百四十号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画公園

2 名称 三・三・一号 松原公園

五・四・一号 南三陸町震災復興祈念公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九百四十一号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十七年九月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年十月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増 子 友 一

○宮城県告示第九百四十二号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年九月三十日認可した。  
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年十月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増子友一

### 公 告

○県営奥松島地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 記

一 変更後の事業計画の概要  
別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
多賀城市浮島字高原百五十番、同字西沢十九番

二の一部分、二十二番二の一部分、二十二番地先の道の一部分

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市浮島字西沢二十二番地  
志賀 久造

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

気仙沼市長磯下原二十五番、二十六番、二十七番、二十八番、二十九番一、三十番、三十一番、三十二番の一部分、三十四番の一部分、四十一番の一部分、四十二番の一部分、四十二番二の一部分、四十三番一、四十三番二、四十四番、四十五番、四十七番二の一部分、四十八番の一部分、四十九番、五十七番、五十二番一、五十二番二、五十三番、五十五番の一部分、五十五番二、七十九番の一部分、八十一番の一部分、八十一番の一部分、八十二番、八十四番、八十五番の一部分、八十六番、八十七番、八十九番、九十番一の一部分、九十番二の一部分、九十一番、百四番一の一部分、百五番の一部分、百二十二番一の一部分、百三十一番の一部分、二十五番の地先の道の一部分、三十六番の地先の道の一部分、四十八番の地先の道の一部分、二十八番の地先の水の一部分、九十番一の地先の水の一部分、同市長磯原百三十一番一、百三十一番二、百三十二番一、百三十二番二、百三十六番、百三十七番一、百四十二番の一部分、百三十一番一の地先の道の一部分、百三十七番一の地先の道の一部分、百三十六番の地先の水の一部分（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 津谷川外河川災害復旧工事（その四）（平成二十七年年度県債三一―地震災六〇五三一〇〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十七年八月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 戸田・淺沼・三浦建設工事共同企業体 代表者 戸田建設株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目三番六号
- 五 落札金額 八十六億二千八百二十三万円(消費税及び地方消費税を除く)
- 六 契約の相手を決した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年六月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十月九日

- 一 落札に係る建設工事の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
伊里前川河川災害復旧工事(その二)(平成二十七年年度県債三一一  
地震災六一〇五―〇〇二号)
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年八月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 青木あすなる・ノバック・青木マリン特定建設工  
事共同企業体 代表者 青木あすなる建設株式会社東北支店 仙台市太白区長町三丁目七番十三号
- 五 落札金額 二十億八千三百九十万円(消費税及び地方消費税を除く)
- 六 契約の相手を決した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年六月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 3D超音波検査装置 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十八年三月十一日(金)
  - 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成二十七年十月十六日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 愛 電話〇二二―二二―一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年十月十六日(金)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月十六日(金)から平成二十七年十月二十日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月二十日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に開し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年十月二十二日(木)午前九時から平成二十七年十月二十三日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年十月二十三日(金)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年十月二十六日(月)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第134号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成27年10月9日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

#### 1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成27年11月11日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 平成26年、27年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成27年12月25日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

#### 2 資格審査申請手続

##### (1) 受付期間

平成27年10月9日（金）から平成27年10月21日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

##### (2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

##### (3) 資格審査申請用紙の配布

配布期間 平成27年10月9日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

#### 六 概要

##### Summary

- Nature and Quantity of the Items to be Procured : 3D Ultrasonic Inspection System (1 set)
- Deadline for Delivery : March 11, 2016 (Fri.)
- Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- Deadline for Bid : October 23, 2015 (Fri), 5 : 00 p.m.
- Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3333
- Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 反則通告等管理システム賃貸借

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年九月三十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 六千四百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年八月十八日

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。  
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）